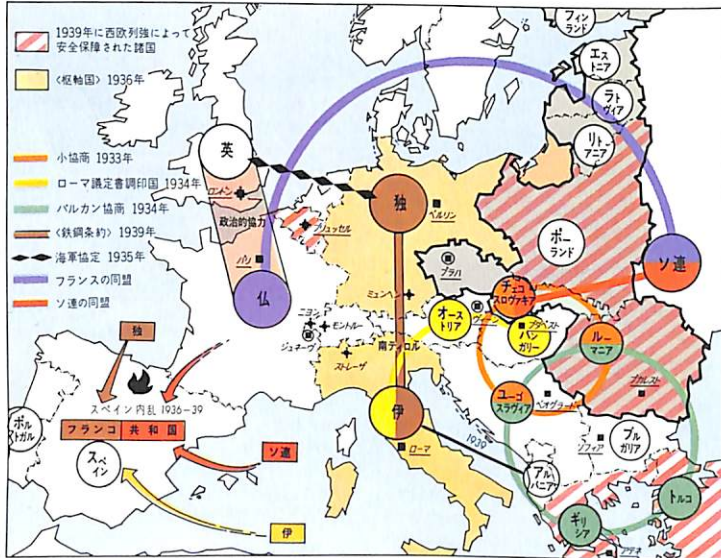


ヨーロッパの諸同盟体制 1920年以降



ヨーロッパの諸同盟体制 1933-39年

ヨーロッパの諸同盟 (1918-30)

フランス ヴェルサイユ条約のライン左岸条項がフランスの安全を必ずしも保障するものではなく、またイギリスが援助の約束(英仏保障条約, 1919)を守らなかったことから、フランスは1920年にベルギーと軍事協定を締結する。さらにフランスは、同盟相手国たるロシアを失ったので、ポーランド(1921)、チェコ(1924)、ルーマニア(1926)との同盟を通じ、東欧での地位を固める。ルーマニア・フランス協定は、大ルーマニア外交の礎となる。

小協商 1920年に、チェコとユーゴスラヴィアの相互防衛同盟が、ハンガリーの条約改正政策やハプスブルク家の復活に対する危惧からフランスの支持のもとに締結される。フランスは、それによってヴェルサイユ体制の強化を意図する。旧皇帝カールがハンガリー復讐を企てると、1921年にチェコは、ハンガリーの条約改正主義に敵対するルーマニアと同盟を締結する。また1921年には、ルーマニアとユーゴスラヴィアは、対ブルガリア同盟を結ぶ。1921年のポーランド・ルーマニア条約で両国は、ベッサラビア併合を断念していないソ連の将来の攻撃に対して、相互援助を約束する。

独ソ接近 その背景には、政治的・軍事的・経済的分野で、関係を結ぼうとする独ソ共通の願望が存在する。ドイツは、ソ連領土内の機甲部隊将校や飛行士の訓練を希望し、ソ連は、軍需産業建設に際してのドイツ人専門家の援助を期待する。イギリスは、1922年のジュノーヴァ経済会議でもソ連政府との合意に達することなく、ヴェルサイユ条約116条(賠償規定)に基づいて俄前の負債を支払うようソ連に迫った。

1922 ラバロ条約が、独ソ間に締結される。そこでは、戦時賠償の廃棄、外交関係の再開、通商上の最恵国待遇が規定される。1926年には、その方向で、ベルリン条約が締結され、政治経済問題における合意と、一方が第三国から攻撃を受けた場合の中立遵守が、取り決められる。

バルト協商 1922年に、ポーランド、エストニア、ラトヴィア、フィンランドは、対ソ防衛を目的とする相互不可侵協定条約を締結。ただし、フィンランド議会では、ポーランドとソ連の対立に巻き込まれる危険があるため、それは批准されなかった。また、リトアニアは、ポーランドのヴィルナ奇襲に抗議して参加しない。したがって、その政治的影響は少なく、エストニア・ラトヴィア同盟(1923)だけが持続的なものとなる。イタリアは、ムッソリーニが、アドリア協定

(1924)で現状維持の確保を図った後、1926年にルーマニアとの友好条約(ベッサラビアのルーマニア帰属を承認)を結び、1927年にアルバニアやハンガリー(反ユーゴ政策と条約改正主義を支持)との友好条約を締結する。1930年には、オーストリアと友好条約を締結し、ブルガリアとの関係も、ジョヴァンナ王女と国王ボリス3世の結婚によって改善する。

ヨーロッパの諸同盟 (1930-39)

フランス 東欧におけるソ連の条約政策(東アジアでの背面援護が目的)と、ドイツの政治情勢が前提となって、1932年に仏ソ不可侵協定が結ばれ、第三国の攻撃を受けた場合の軍事援助が義務づけられる。〈東方ロカルノ〉政策の挫折後、1935年に、仏ソ援助協定が締結され、それを、ソ連とチェコとの間に結ばれた援助協定が、補完することになる。

小協商 1933年に、小協商国(チェコ、ルーマニア、ユーゴ)間の連合協定が、特にハンガリーに対して、締結される。イタリアは、〈ローマ議定書〉による三国協定(1934、イタリア・ハンガリー・オーストリア)を通じて、南欧における影響を強化し、全般的条約改正主義に参加しつつイギリスと対立し、ドイツに接近する。

バルカン協商 ソ連のバルカン政策に対する不安、ナチスの外交政策、ブルガリアの条約改正主義、フランスの集団安全保障政策を政治的背景として、ユーゴスラヴィア、ギリシア、ルーマニア、トルコは、バルカン協商(1934)を締結する(ドイツの同盟については→p.481)。イギリス首相チェンバレンの有和政策(終結)に関する演説(1939.3.17.)後、ポーランド、ルーマニア、ギリシア、トルコ、ベルギーに対して、英仏両国は安全保障宣言を次々と発表する。

イギリスは、ミュンヘン協定(1938)でヒトラーのチェコに対する要求に譲歩して、ナチス・ドイツによる強引な〈残部チェコ問題の解決〉を許したことによって、また、英独海軍協定とドイツ・ポーランド不可侵協定(→p.481)とが解約を通告されたことによっても、ヒトラーに対抗するための共同防衛戦線を形成するために努力することになる。しかしながら、英仏とソ連との間の交渉は、ソ連が要求した軍隊通過権にルーマニアやポーランドが強く反対したことによって、さらに本質的には英仏両国がドイツに対する有和的態度を継続したことによって挫折する。